

○津山工業高等専門学校情報セキュリティ管理 委員会規程

平成 22 年 8 月 24 日
規 程 第 14 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校に、情報セキュリティ対策に関する全般的事項及び管理的事項について審議するため、津山工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。ただし、専門的及び技術的問題は情報セキュリティ推進委員会に委ねるものとする。

- (1) 実施規程及び実施手順の制定並びに改廃
- (2) 情報セキュリティポリシー、実施規則、実施規程及び実施手順に関し、当該規程等の実施、周知徹底、遵守及び励行の推進、違反に対する措置、並びに遵守状況の調査
- (3) 情報セキュリティ教育
- (4) リスク管理及び非常時行動計画の策定並びに実施
- (5) 情報セキュリティインシデント防止策の策定及び実施
- (6) 例外措置の許可権限者の選任
- (7) 情報セキュリティの強化に関する調査及び検討
- (8) 情報セキュリティに関する情報の調査及び周知
- (9) 実施規定及び実施手順の実施状況の評価及び見直し
- (10) その他情報セキュリティに関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 情報セキュリティ責任者
 - (2) 情報セキュリティ副責任者
 - (3) 情報セキュリティ管理者
 - (4) 情報セキュリティ推進責任者
- 2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ責任者は必要に応じて委員会の委員を別に定めることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、情報セキュリティ責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長の任期は、1 年とし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(意見聴取)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。